

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を されている方も郵便等で投票ができるようになりました

新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や自宅で療養等をされている方で、一定の要件に該当する場合は、郵便等で投票をすることができます。（特例郵便等投票）

令和3年10月31日（日）に行われる第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査の投票を希望される方は、次のとおり投票用紙等をご請求ください。

投票の流れは4ページをご覧ください。

1 投票用紙等の請求先

請求先

お住まいの市区町村の選挙管理委員会

請求期限

令和3年10月27日（水）17時まで（必着）

2 特例郵便等投票の対象となる方

◆ 有権者で、以下に該当する方が特例郵便等投票の対象となります。

・感染症法・検疫法の規定により
外出自粛要請を受けた方
・検疫法の規定により隔離又は
停留の措置を受けて宿泊施設
内に收容されている方

+

外出自粛要請等の期間が、請求の時に
令和3年10月20日（水）から
10月31日（日）までの期間に
かかると見込まれる場合

※濃厚接触者の方は特例郵便等投票の対象ではありませんが、投票所での投票ができます。
（投票所におけるマスクの着用や手指の消毒など感染拡大防止の徹底をお願いします。）

3 投票用紙等の請求に当たってのお願い

◆ 保健所等が発行する外出自粛要請の書面（就業制限に関する書面を含みます）又は宿泊施設への隔離・停留の措置に係る書面を添えて、請求書をお住まいの市区町村の選挙管理委員会に送付してください。

ただし、外出自粛要請等の書面が交付されていない場合等は、請求書の申出欄に理由をチェックしてください。

◆ 請求書を郵送する際の宛名表示については、お住まいの市区町村の選挙管理委員会のホームページからダウンロードしていただくか、電話でお取り寄せください。

◆ 請求書等を入れた封筒に所定の宛名表示を貼り付け、ファスナー付きの透明ケース等に入れて表面を消毒した上で、施設職員、同居人、知人等（患者ではない方）に郵便ポストへの投かんを依頼してください。

投票用紙等の請求手続について

- ① 特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

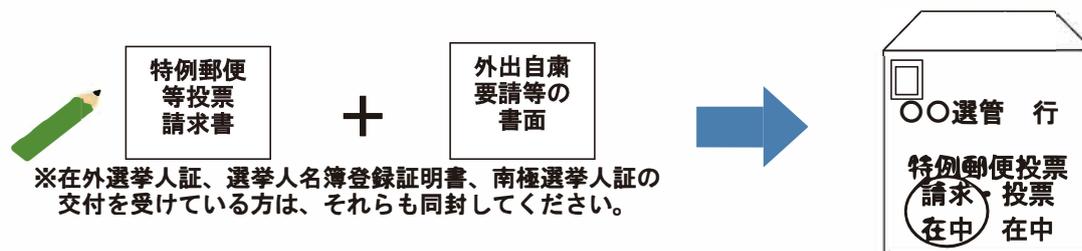
※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、お住まいの市区町村の選挙管理委員会のホームページに掲載されていますので、ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。

なお、お住まいの市区町村の選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。
また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



- ② 請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。



- ③ 請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、施設職員、同居人、知人等（患者ではない方）に郵便ポストへの投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください。

また、同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用や出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋を着用し、忘れず速やかに郵便ポストへ投かんしてください。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



投票の手続について

市区町村の選挙管理委員会からは、以下のものが送られてきます。

投票用紙、内封筒、外封筒、返信用封筒、ファスナー付き透明ケース、使い捨て手袋、除菌シート

①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名等（※）を記載してください。

※ 衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の名称又は略称

※ 最高裁判所裁判官国民審査にあつては、やめさせた方がよいと思う裁判官の名の上の欄に×を書く

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。

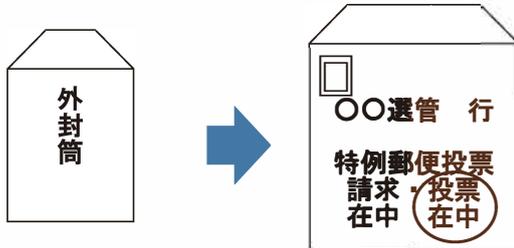
また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



③外封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



④返信用封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケースに封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、施設職員、同居人、知人等（患者ではない方）に郵便ポストへの投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください。

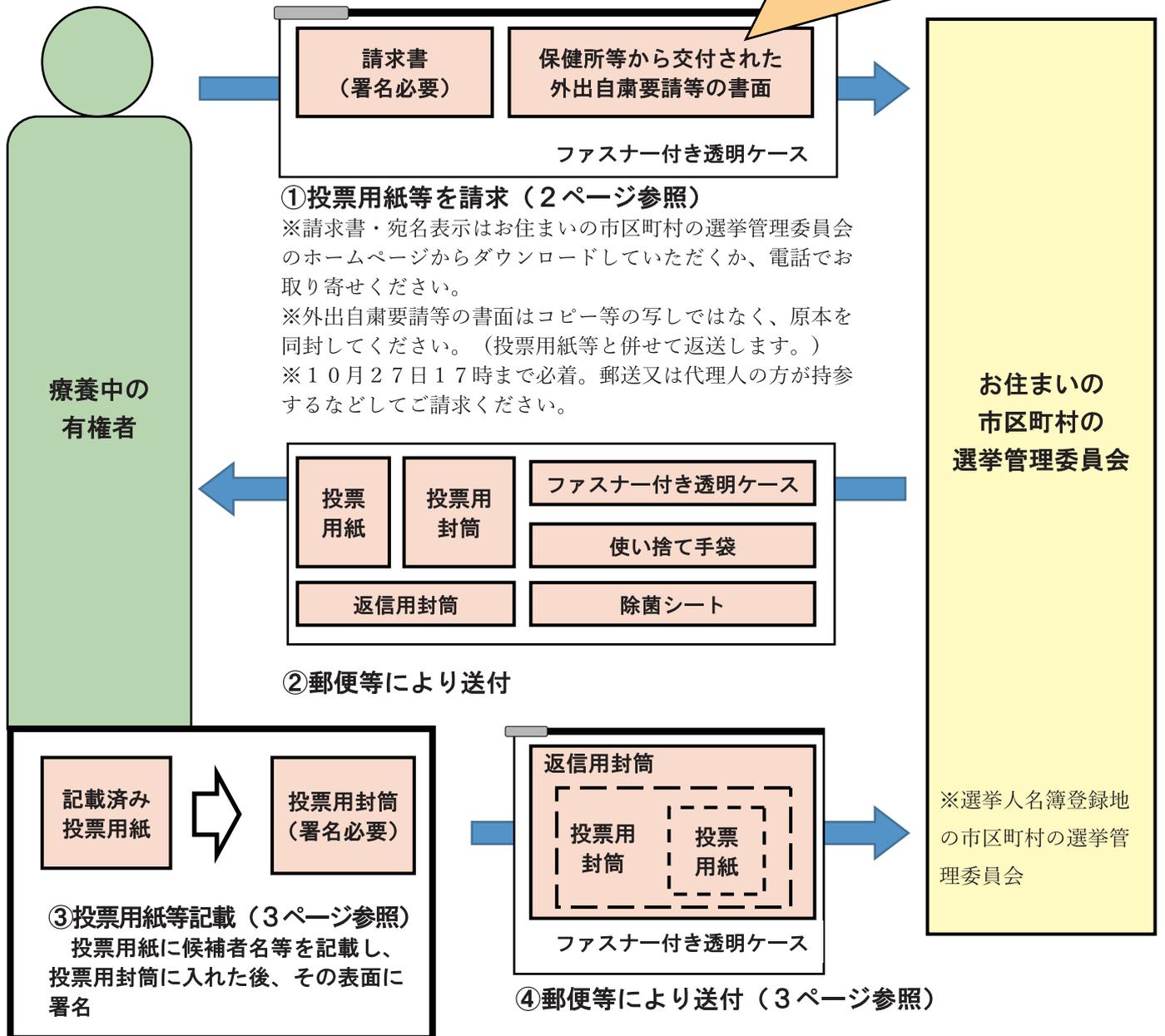
また、同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用や出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋を着用し、忘れず速やかに郵便ポストへ投かんしてください。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



特例郵便等投票の流れ

書面が交付されていない場合等は、請求書の申出欄に理由をチェックしてください。
市区町村の選挙管理委員会が保健所等に対象者であることを確認いたします。



補足・注意事項

- ◆ 投票までには数日の期間を要します。請求は公示日前でもできますので、早めの請求・送付をお願いいたします。
- ◆ 上図の①投票用紙等の請求は2ページ、③④投票用紙の送付は3ページをご覧ください。
- ◆ 投票用紙を請求された後に、宿泊・自宅療養期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所での投票を希望する方は、郵送等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。
- ◆ 他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票については、公職選挙法上の罰則が設けられています。
- ◆ 法律上、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています。